

山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱改正案についての意見募集の結果

山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の改正について、県民の皆様からのご意見を募集した結果は以下のとおりでした。

1 意見の募集期間

平成31年2月20日（水）から3月8日（金）まで

2 提出された意見の件数

2件

3 提出された意見の概要および意見に対する県の考え方

意見の概要	県の考え方
<p>要綱改正案では、現在は毎年の協議が不要となっている排出事業者が、今後は様式第1号の2を提出することとされている。</p> <p>県が求める事項の把握は、処理業者が一括して報告することで可能である。ついでには、排出事業者各自ではなく、処理業者が作成することとしていただきたい。</p>	<p>県外から産業廃棄物を搬入する場合、排出事業者が協議を行っておりますので、同様に搬入を継続する場合も事業者が報告を行うこととしています。</p> <p>なお、様式第1号の2は、処理業者が一覧表に取りまとめ提出するものとします。</p>
<p>最終処分場では、県外の産業廃棄物の搬入を全体の2割に抑えるよう指導されているが、この割合を柔軟に変更してもらいたい。</p>	<p>県外からの産業廃棄物の搬入協議については、数量も審査の対象としています。</p> <p>県外からの産業廃棄物の搬入に一定の制約を設けることは、県内における産業廃棄物の適正処理の確保の観点から必要と考えております。</p>

4 問い合わせ先

山形県環境エネルギー部循環型社会推進課 廃棄物対策担当

電話 023-630-2236 又は 3021

<公表資料>

山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成30年度改正）

※ 資料の閲覧方法（次の方法で閲覧できます。）

（1）県のホームページ

（2）行政情報センターまたは各総合支庁総合案内窓口